



# 緊急消防援助隊



2016年 熊本地震における緊援隊出場



# 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、平成7年（1995年）阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設。

2005年  
福知山線列車事故



2008年  
岩手・宮城内陸地震



2011年  
東日本大震災



# 新型コロナウイルスへの対応

1. 庁舎内を適宜アルコール消毒
2. 常時マスクを着用しての勤務（マスクについては個人で準備）
3. 各隊の執務室の分散  
例） 1階事務所 日勤者及び消防隊  
3階食堂 救急隊  
4階会議室 救助隊
4. 朝の勤務交代は行わず、業務の申し送りはパソコン又は書面で行う
5. 食事について各自で準備し、時間帯をずらして各隊ごとにとる
6. 仮眠室の使用は、同じ役割を持った者同士が共同で使用しないように変更
7. 通信指令課の勤務体制の変更（隔日勤務→3交代制（日勤、準夜勤、夜勤））

※紹介した内容は、尾道市消防局での対応策となり、各自治体の消防本部によって対応は異なります。



# 新型コロナウイルスについて感じたこと

課題を挙げればきりがありませんが、率直に言うと、とにかく「**不安**」です。

私たちは、出勤指令があれば必ず出勤しなければなりません。

いつ自分自身が、濃厚接触者または感染者になってしまうかわからない状況下での活動、自身が感染してしまうことで家族や職場の仲間たちにを感染させてしまうのではないかといったストレスを抱えながら活動しています。

職員の中には、自宅に帰らず宿泊施設を借りて生活をしている人もいます。また、私の周りには新型コロナウイルスに関する差別を受ける人はいませんが、全国にはそういったことを受けている職員がいることも事実です。

医療従事者、消防職員及び新型コロナウイルスに対して最前線で活動されている方々に対しご協力とご理解をしていただければ幸いです。



# 新型コロナウイルスについての課題等

- ・ **感染防止に必要な物資の確保**

各種感染防止資機材の確保及び必要に応じて地方交付金による財源措置等

- ・ **感染防止に関する教育**

感染防止についての教育強化及び感染防止に関する情報共有等

- ・ **医療等関係機関との連携**

新型コロナウイルス感染症疑いがある傷病者の受け入れ態勢の確保等

- ・ **防疫等作業手当の取り扱いやメンタルヘルス対策など**

防疫等作業手当が消防職員にも適切に使用されるよう要望

全消協は、上記4点について「総務省消防庁」に対し要望書を作成し、要望しました。



# 消防現場では...

\* 危険な場所での活動

⇒ **現場安全は保障されていない**

\* いつ、どんな事案が起こるか予測できない

⇒ **突然くる緊張**

\* 隊（チーム）での活動

⇒ **指揮命令系統の重要性**

**労働安全**の高い意識と

**強靱な精神力**が必要とされる



# 消防現場では... (その反面)

- \* 厳しい訓練に耐えることが求められる  
⇒ **パワハラ**の正当化
- \* 消防職員は全員同じ緊張下で仕事をしている  
⇒ **自分だけ弱音を吐けない**
- \* 災害は容赦なく起こる  
⇒ **PTSD**の危険性

**消防職の特性**から、パワハラの横行と  
**PTSD対策への対応の遅れ**が多発

**自殺**



# 全国消防職員協議会

～団結権回復にむけて～

労働運動の実際

1977年8月 『明るく魅力ある消防職場づくりと消防職員自らの権利と生活のための消防行政を確立する』事を目的に発足。

学習会、研究活動や情報の共有化をはかり、民主的で働きやすい職場を作るために活動しています。

また、日本国内はもとより世界各国の消防職員との相互交流を行いながらそれぞれの職場で消防行政や職場環境の改善などにも取り組んでいます。

【約200単協 約13,000人】



**全消協は、団結権が回復することにより、民主的な職場環境の構築を目指し、住民に対して更なる質の高い消防行政サービスの実現させること目標に！**



# 全消協の存在意義・目的

①労働者一人ひとりの力は弱いものだけど、団結することにより、声が大きくなる。

(過半数となると当局も無視できなくなってくる)

②労働者として労働三権は認められるべきものであり、世界より日本政府は現在非難を受けている。

全消協は、

「日本の消防職員の**労働環境改善を目的**」

に声を上げる団体。

ただ、職場環境改善を当局に訴えるには

**相応の人数**からなる『組織』が必要である。



# 世界から見た日本の消防

労働運動の実際

主要先進国で  
唯一消防職員  
に団結権がない…

労働3権（団結権、団体交渉権、団体行動権）

## ◇日本政府の考え方

- \* 日本の消防は、ILO87号条約第9条の「警察」に含まれる。
- \* 消防活動に当たっては、厳正な規律と統制のとれた迅速果敢な部隊活動が常に求められている。



# 世界から見た日本の消防

ILO : 国際労働機関



日本は誕生した1919年からの  
原加盟国で現在常任理事国

- ▶ ILO第87号条約（日本政府は1965年に批准）

『結社の自由及び**団結権の保護**に関する条約』

↓でも…

労働3権（団結権、団体交渉権、団体行動権）は  
消防職員に認められていない

↓だから…

日本政府はILOより、**消防職員への団結権付与の勧告**  
を数回にわたって受けている！



# 全国消防職員協議会の紹介

協議会を通じて、全国の消防職員に西日本豪災害の義援金の協力をなげかけ、約3,000,000円の義援金が集まりました。



被災された方々が  
一日でも早く元の生  
活に戻れるように、  
そして一日でも早く  
笑顔になれることを  
願っております。

被災された方々が  
一日でも早く元の生  
活に戻れるように、  
そして一日でも早く  
笑顔になれることを  
願っております。

全消協中国ブロックは、西日本豪雨  
(気象庁命名・平成30年7月豪雨)で被  
災された方々のために、今私たちにでき  
ることは何かと協議を重ね、扇子を作成・  
販売することに至りました。

扇子の販売による利益の全額は、被災  
者支援の寄付とし、自治労広島県本部が  
設ける「災害義援金窓口」に送金します。  
皆さまの温かいご支援・ご協力の程、  
よろしくお願いいた  
します。

## 義援活動

について

期間

2018年8月25日～12月31日

販売価格 1,000円/1個

申 込 先：広島県消防職員協議会  
事 務 局 長：西尾 基貴 (尾道消防職員協議会)  
携 帯 電 話：090-1018-8494  
E - M A I L：ta.moto-111@outlook.jp



# 女性消防職員の現在

労働運動の実際

～公安職における女性の採用状況～

\* 消防 4,035名 : 約2.5% (2016年4月)

\* 警察 約8.5%

\* 海上保安庁 約6.2%

\* 自衛隊 約5.9%

全国の消防本部のうち36%が未採用

⇒ 公安公務員の中でも

**極めて少ない女性職員!!**



# 笑顔が絶えない職場を目指して

1人の意見は『愚痴・文句』

としてとらえられてしまう・・・

**住民サービス向上のため**

**未来の消防士のために**

!



# 最後に・・・

- 本日の講義を聞いて皆さんにご質問です。  
皆さんが感じている消防職場のイメージは？  
皆さんの目線で働きやすい職場とはどういった職場ですか？  
また、消防職員に労働三権は必要だと思えますか？

